

議案第 22 号

羽曳野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）による公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）の一部改正に伴い、羽曳野市営住宅の入居者資格に係る入居収入基準及び一部の入居要件に関し条例で定める必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市営住宅条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市営住宅条例(平成9年羽曳野市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号アを次のように改める。

ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして次項で定める場合 214,000円

第5条第1号イ中「である場合 令第6条第5項第2号に定める金額」を「又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)」に改め、同号ウ中「令第6条第5項第3号に定める金額」を「158,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号アに規定する特に居住の安定を図る必要がある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者にアからウまでのいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害に応じそれぞれ定める程度であるもの

(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15条)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症のいずれかに該当するもの

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に義務教育終了までの者がある場合

(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

第6条第2項中「前条各号」を「前条第1項各号」に、「同条」を「同項」に改め、同条第3項中「前条第1号イ」を「前条第1項第1号イ」に、「同条各号(令第6条第1項に定める者にあつては、前条第1号から第5号まで)」を「同条第1項第1号から第5号まで」に改める。

第7条第2項中「とみなして第5条(同条第1号イ)」を「に準じて第5条第1項(同条第1項第1号イ)」に、「第5条第1号」を「第5条第1項第1号」に、「「令第6条第5項第1号」」を「「214,000円」」に、「住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号。以下「改良法施行令」という。)第12条の規定により読み替えられた令第6条第5項第1号」を「139,000円」に、「令第6条第5項第3号」を「158,000円」に、「改良法施行令第12条の規定により読み替えられた令第6条第5項第2号」を「114,000円」に改める。

第29条第1項中「第5条第2号」を「第5条第1項第1号ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウ」に、「の金額」を「に掲げる金額」に改める。

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。